

ミャンマー

主要データ

国名〔英名〕	ミャンマー連邦共和国〔Republic of the Union of Myanmar〕
面積(km ²)	676,578
海岸線延長(km)	1,930
人口(百万人)	55.1
人口密度(人/km ²)	81.5
GDP(十億 US\$)	66.97
一人当り GDP(US\$)	1,214.90
主要鉱産物：鉱石	銅、鉛、亜鉛、錫、マンガン、タングステン
主要鉱産物：地金	銅、鉛
鉱業管轄官庁	天然資源環境保全省(Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation: MONREC)、鉱山局(Department of Mines: DOM)、地質調査鉱物探鉱局(Department of Geological Survey & Mineral Explorer: DGSE)
鉱業関連政府機関	ミャンマー投資評議会(Myanmar Investment Commission: MIC)
鉱業法	改正鉱山法(Amendment Mines Law、2015年12月)、 鉱山規則(Mines Rules、1996年12月)〈なお、2018年2月に新たに複数の鉱山規則が制定されている〉
ロイヤルティ	3% (鉄、鉛、亜鉛、アルミニウム、アンチモン)、4% (銅、ニッケル、タングステン、錫、チタン、レアアース、銀)、5% (金、プラチナ、ウラン) ; いずれも売上高ベース
外資法	投資法(Myanmar Investment Law、2016年10月)、 投資規則(Myanmar Investment Rules、2017年3月)
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保全省法(Environmental Conservation Law、2012年3月)、 環境保全規則(Environmental Conservation Rules、2013年)
鉱業公社	第1鉱山公社(No.1 Mining Enterprise: ME1 ベースメタル全般、鉄、銀、ニッケル、クロム、アンチモン、石炭他) 第2鉱山公社(No.2 Mining Enterprise: ME2 金、錫、タングステン、レアアース、チタン、プラチナ)
鉱業活動中の民間企業	CNMC等の中国企業その他、豪州、カナダ、ASEAN企業が参入
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	2015年の改正鉱山法施行以降、ミャンマー政府は新たな法的枠組みにより鉱業を支援していく方針。 一方、鉱山での事故、鉱業排水による環境悪化等が増加しており、 鉱業活動への反対運動や抗議行動も確認されている。
2017年のトピックス	2015年12月に改正鉱山法、2016年10月に新投資法を制定し、 続く2017年には新しい投資規則を制定したほか、改正鉱山法関連の通達も制定した。さらに2018年2月には海外からの投資増を目的とした新たな複数の鉱山規則を制定した。

1. 鉱業一般概況

- ・ 2015年12月24日に改正鉱山法が施行され、ミャンマー政府の新しい鉱業政策が開始されることと

- なった。また、2015年11月の国民選挙により2016年4月に軍事政権から文民政権に交代、これに伴い、鉱山省は森林省と統合され、天然資源環境保全省として新しく鉱業政策を担うこととなった。
- 改正鉱山法が施行された後、ミャンマー国内資本及び外資が鉱業への参入を模索している。鉱山局のウェブサイトでは、鉱業関係許可は1,956件（内訳：大規模開発許可135件、小規模開発許可1,136件、探査許可572件、ローカルによる開発許可46件、小規模製錬許可67件）発行済、とされている。
- ミャンマー国内では、現在Nantu-Bawdwinなどの鉛・亜鉛鉱山が小規模ながら鉱業活動を行っている。また、かつてのMonywa鉱床群のうち、Lepataung、Sabetaung および Kyisintaung は、中国鉱山会社 Wanbao Mining 社によって操業・出荷を再開している。
- 2017年度（2017年4月～2018年3月）において、鉱業セクターへの海外からの新規投資は1.31百万US\$となっている。前年度（2016年度）の投資額無しからは増加、翌年度（2018年度）はさらに増加する見込み（2018年4～9月：6百万US\$）ではあるが、2015年度の28.9百万US\$には及ばない状況である。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 改正鉱山法施行等

1994年制定の鉱山法（Myanmar Mines Law - 1994）の改正は、国会において承認され、2015年12月24日に施行された。本改正鉱山法では、現在のミャンマー鉱業政策に合わせて、外国企業からの投資が可能となる規模の追加や、環境保護の明文化、許認可の新設、許可期限の拡大延長、ロイヤルティ変更を行っている。以下に主要な変更点を記す：

①許認可の新設

従来の鉱業許可（概査、探査、採掘、前者3種統合）に加え、経済性評価調査、製錬、取引の3種の追加。

②中規模開発許可の追加

工業用鉱物については面積50エーカー～1km²、金は20エーカー未満、その他鉱物は50エーカー未満の規模の開発に関する鉱業許可を新設。これに伴い、小規模開発許可の面積は縮小された。

③外資参入機会

外資が参入可能なのは大規模開発のみ。ただし、調査結果により、小規模及び中規模開発から大規模開発に移行する場合は、外資との合弁が認められる。

④開発許可の期限延長

大規模開発の許可期限が25年から15～50年に、小規模開発の期限が5年から10年に延長された。また、中規模開発は15年となっている。経済性評価調査、製錬、取引は1年間。

⑤取得優先権

概査、探査、経済性評価調査の許可を有している者が開発を予定している場合、当該エリアの開発許可を排他的に取得することが可能。

⑥環境保護規定の明文化

鉱業活動による環境及び社会的影響を最小限するとともに、ファンドを積み立てておくこと。ファンドは鉱業活動終了後の回復、再植生化に使用する。

⑦ロイヤルティ変更

ロイヤルティは以下のように変更された。（いずれも売上高ベース）

金、プラチナ（貴金属類）、ウラン：5%

銅、ニッケル、タングステン、錫、チタン、レアアース、銀：4%

鉄、鉛、亜鉛、アルミニウム、アンチモン：3%

工業用鉱物及び石材：2%

なお、改正鉱山法においては宝石類に関するすべての条項は削除されており、別途宝石類に関する法律が作成された。また、鉱山法の改正後、2017年には関連する通達が4件施行された。

2018年2月には新たな複数の鉱山規則が施行された。新たな鉱山規則は、海外からの投資増の奨励が目的。これら規則のポイントは3点あり、①中小規模鉱山の管理の権限を州等の地方政府に付与（中央政府は大規模鉱山のみを管理する）、②環境への影響の評価・監視の権限と責任を様々なレベルの政府に付与、③鉱山操業者に対して閉山後復旧計画の省庁への提出の義務付けである。

(2) 天然資源環境保全省の設立

2016年3月、文民政権への移行に伴い、鉱業を所管していた鉱山省は森林省と統合され、天然資源環境保全省（Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation）となった。同省は天然資源の開発・管理のみならず、環境保全の機能を有する。任命されたOhn Win大臣は流域管理並びに環境の専門家であり、ミャンマーの森林大学の副総長を務めたことのある人物である。統合後も鉱山関係を所管する下部組織に変化はなく、鉱山局及び地質調査鉱物探鉱局の2局と、4つの公社（第1鉱山公社、第2鉱山公社、宝石公社、真珠公社）を傘下に置いている。

(3) 新投資法及び規則施行

政府は2016年10月、従前の外国投資法（Foreign Investment Law; 2012年）と市民投資法を統合した新しい投資法（Myanmar Investment Law）を発効し、続いて2017年3月に投資規則（Myanmar Investment Rules）を、4月に関連通達を発効した。これにより、さらに多くの外国投資を誘致するため、投資承認のための手続きの合理化等を行った。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 3-1. 金属鉱石生産量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年増減比 (%)	世界シェア (%)	ランク
錫	58.0	95.0	58.9	-38.0	15.9	3
ニッケル	21.0	9.6	27.0	181.7	1.4	16
アンチモン(t)	3,610.0	360.0	2,881.0	700.3	2.2	4
タングステン(t)	73.0	71.0	0.0	-100.0	0.0	-

(出典: World Metal Statistics Yearbook 2018)

(2) 主要金属地金生産量

僅少

(3) 主要金属消費量

僅少

(4) 主要金属輸出量

表 3-2. 主要金属輸出量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年 増減比(%)	主な輸出相手国
鉄					
鉱石	1,363.1	1,428.2	2,550.8	78.6	中国
銅					
鉱石	22.0	8.8	4.9	-44.5	中国
地金	35.37	60.05	78.22	30.3	中国、タイ、インドネシア
鉛					

鉱石 地金	27.2 0.1	43.2 1.671	59.6 7.093	37.8 324.5	中国 インド、米国、インドネシア
亜鉛 鉱石	30.2	41	82	101.7	中国
マンガン 鉱石	70.2	293.1	346.0	18.0	中国、タイ、インド
ニッケル フェロニッケル	60.0	33.6	94.9	182.1	中国
タングステン 鉱石	0.5	0.4	0.7	74.7	中国、米国

(出典：International Trade Centre)

(5) 主要金属輸入量

表 3-3. 主要金属輸入量

鉱種	2015年 (千t)	2016年 (千t)	2017年 (千t)	対前年 増減比(%)	主な輸入相手国
鉛 地金	0.0	0.2	0.2	-17.1	中国
マンガン フェロマンガン	0.2	0.1	0.0	-88.6	韓国

(出典：International Trade Centre)

4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業	鉱種	生産能力 (千t：年)	備考
Monywa (Lepataung)	Wanbao Mining	銅(SxEw カット)	100.0	生産能力
Monywa (Sabetaung & Kyisintaung)	Wanbao Mining	銅(SxEw カット)	50.0	生産能力
Tagaung Taung 鉱山	中国有色鉱業集团公司 (CNMC)	フェロニッケル	85.0	
Namtu-Bawdwin 鉱山	No.1 Mining Enterprise Win Myint Mo Industrial Co. Ltd.	鉛 亜鉛	3.9 1.6	2014年12月までの生 産実績
Bawsaing 鉱山	No.1 Mining Enterprise Top Ten Star Production Co. Ltd.	鉛	2.2	2014年12月までの生 産実績
Yadanar Theingi 鉱山	No.1 Mining Enterprise Linn Pyae Mining Co. Ltd.	鉛精鉱	0.4	2014年12月までの生 産実績

(出典：各社 HP 及び JOGMEC 資料)



図 4-1. 主要鉱山位置図

5. 探鉱状況

・2016年7月に開催された JOGMEC 主催の探査・環境保全セミナーにおいて、外資に発行された鉱業許可が 21 件（うち、金属資源は 14 件）に上ることが明らかにされた。

表 5-1. 外資に発行された鉱業許可（金属資源）

会社名	国	鉱種	面積 (エーカー)	許可の種類
Conerstone Resources	豪州	亜鉛	1976.8	大規模開発
Myanmar Ponepipet	タイ	錫	2,110	大規模開発
Myanmar CNMC Nickel	中国	フェロニッケル	5082.37	大規模開発
Asia Pacific Mining	中国	鉛、亜鉛、銅、金	160,419	探査
Myanmar Yangtze Copper	中国	銅	5841.44	大規模開発
Myanmar Wanbao Copper	中国	銅	7946.36	大規模開発
Daewoo Precious Resources	韓国	銅、金	23,968.7	探査
GPS Joint Venture	中国	鉛、亜鉛	495	大規模開発
Sichuan Chuandi Mining	中国	銅他	6,500.3	探査及び FS
Royal Light Ron Ann	中国	鉄	500	探査及び FS
Geo Pro Mining Sea	ロシア	アンチモン他	2,313	概査、探査、FS

Asia Mining	豪州	重砂	13,195.14	FS
Wuntho Resources (PanAust)	豪州	銅他	90,550	概査、探査、FS
Sino Chateau	英国	錫、タングステン他	390	概査、探査、FS

・豪州 Myanmar Metals 社は 2018 年 6 月、Shan 州に位置する Bawdwin プロジェクトの開発におけるボーリング調査、PreFS 等の実施に係る費用に充てるため、35 百万 A\$ を調達した。同プロジェクトでは、鉛、亜鉛、銀、銅の他、ニッケル、コバルトも伴うとされている。

・豪州 PanAust 社は 2018 年 7 月、新しく 3 件の探鉱鉱区認可を取得した。Sagaing 地方域に位置する Ton Kyaung、Taung Kon、Naungphat の 3 件で、これら 3 鉱区の保有企業の株式 80% を同社、残り 20% をミャンマー国内企業 Myanmar Energy Resources Group 社が保有する。

(なお、上記豪州 2 社は、前者は中国企業が最大株主、後者は中国国営企業傘下の企業である。)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

表 6-1. 日本への精鉱及び地金輸出货量(グロス量)

鉱種	2015 年(t)	2016 年(t)	2017 年(t)	対前年増減比(%)
錫				
地金	-	-	-	-
アンチモン 化合物	220.0	180.0	-	-

(出典：財務省貿易統計)

(2) 日本企業による投資状況等

2016 年 7 月、天然資源環境保全省との共催で、探査・環境保全セミナーを開催した。セミナーには、ミャンマー及び日本の官民から約 230 名が参加した。また、同セミナーにおいて、JOGMEC は DGSE との間で、金属鉱物資源開発に係る共同地質調査の MOM (Minutes of Meeting) を締結した。この MOM 締結による共同地質調査 (3 年間：2016～2018 年度) を現在実施中。

DOWA エコシステムはミャンマー国内における工業系廃棄物の最終処分事業のため、2014 年 12 月に子会社 (GOLDEN DOWA ECO-SYSTEM MYANMAR) を設立し、ティラワ経済特別区において処分場の建設を行った。2016 年 12 月には最終処分場が竣工、廃棄物の受け入れを開始し、現在も事業継続中。

7. その他トピックス

2015 年 11 月に実施された総選挙において、国民民主同盟 (NLD: Aung San Suu Kyi 党首) が勝利し、1962 年の軍事クーデター以来、54 年ぶりの文民大統領 (Htin Kyaw 大統領) が誕生した。新政権は 2016 年 4 月 1 日に発足し省庁再編を実施、これに伴い、鉱山省は森林省と統合され、天然資源環境保全省となった。

(2018.11.30 ジャカルタ事務所 南博志)